

J A 年金定期 1 0 0

(2021 年 4 月 1 日現在)

商品名	・ J A 年金定期 1 0 0
ご利用いただける方	国民年金、厚生年金または各種共済年金（以下「公的年金」という）の受取りを当組合で既に開始されているお客さま、または新たに開始されるお客さま、もしくは公的年金の受取りを当組合へ変更されるお客さまに限りお預け入れできます。
期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 預入時のお申し出により自動継続（元金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上（お一人さま 1 0 0 万円を限度とします） ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税 金	・ 上記に掲げる公的年金等をこの定期貯金の預入期間を通じて当 J A で受取る場合、スーパー定期 1 年ものの店頭表示利率に 0. 1 5 % を上乗せした利率を約定利率とし、満期日まで適用します。この定期貯金を満期書替した場合（自動継続扱いで書替を含む）、書替後の適用利率は書替日当日のスーパー定期 1 年ものの店頭表示利率とします。 - 但し、期間毎の J A 年金定期貯金の取組みにより金利上乗せを可能とします。（※市場金利および経済情勢の変化により、適用利率および上乗せ利率を変更する場合があります。） ・ 利息振替とします。（※総合口座定期貯金の場合は利息の振替先は総合口座の普通貯金への振替とします。） ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20. 315 %（国税 15. 315 %、地方税 5 %）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
手数料	—
付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 50 % - ただし、(2) の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 - 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または総務部（電話：0767-53-8576）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処す

	る態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用できます。上記当J A総務部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 なお、弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 金沢弁護士会（電話：076－221－0242）
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA能登わかば